

ごみの分別・排出ルールを守らない方に対する指導制度とは？

Q. どのような場合、指導の対象になるのですか？

- A. (1) 分別が不徹底な場合（可燃ごみに古紙やペットボトルなどが混入している場合など）
(2) 決められた日時以外に出された場合（排出日違いや夜間のごみ出し）
(3) 指定袋等の決められた排出容器以外で出された場合（レジ袋排出など）
なお、適正な分別排出ができるのに、しようとならない人が対象で、障害をお持ちの方など特別の理由がある方は除きます。

Q. 古紙が少し可燃ごみに混ざっていただけでも指導の対象になるのですか？

- A. 可燃ごみに資源化可能な資源物が容積で3割以上混入している場合や、処理施設に悪影響を及ぼすものが混入している場合が指導対象となります。

Q. ごみの分別・排出ルールはどのように確認すれば良いのですか？

- A. 3月に新聞折り込みで配布しています、「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」でご確認ください。お手元がない場合は最寄りの区役所・市民センター等の窓口で配布しています。また、市ホームページからもご覧いただけます。

Q. なぜ罰則があるのですか？

- A. 過料を徴収することが目的ではありませんが、ルール違反ごみの取り残し強化や監視指導を実施しても改善が見られないところがあり、繰り返し指導等を行ったにもかかわらず改善されない場合も想定されることから、罰則を設けました。

Q. ごみの開封調査で、個人情報保護されますか？

- A. 開封調査の対象はルール違反のごみであり、必要な範囲でごみの排出者を特定し、指導していくものです。個人情報の保護には特に留意して開封調査等を行います。

Q. 事業所ごみなどがごみステーションに捨てられた場合はどうなるのですか？

- A. 事業所ごみをごみステーションへ投棄した場合や、ごみステーションを設置した町内自治会等の了解を得ないで区域外の方がごみステーションにごみを投棄した場合などは、不法投棄となり、廃棄物処理法により罰せられることがあります。

【ごみの分別・排出指導制度についてのお問い合わせ先】

千葉市環境局資源循環部収集業務課 電話 043-245-5249 FAX043-245-5477
電子メールで shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp

【ごみの分別方法についてのお問い合わせ先】

中央区・美浜区……………中央・美浜環境事業所	電話 043-231-6342
花見川区・稲毛区……………花見川・稲毛環境事業所	電話 043-259-1145
若葉区・緑区……………若葉・緑環境事業所	電話 043-292-4930
千葉市環境局資源循環部収集業務課	電話 043-245-5246